住所　山梨県甲府市七沢町248番地2
斉建　昭和52年1月19日生
住所　さいたま市南区大谷場2丁目12番17号
王俊涵　平成7年12月2日生
住所　岩手県東磐井郡藤沢町徳田字宇道73番地1
張艶玲　昭和51年10月9日生
住所　群馬県高崎市日高町1329番地1
代玉　昭和56年1月7日生
住所　沖縄県沖縄市高原7丁目10番5号
ルイサ・カタリナ・フクハラ・デ・オオシロ
昭和25年4月29日生
住所　大分市金池南1丁目12番4―301号
カムルディン・アハメド　昭和37年3月1日生
住所　札幌市東区北18条東8丁目1番30号
金珍泰　昭和61年9月23日生
住所　札幌市白石区菊水上町2条1丁目47番地112
金多率　平成元年4月28日生
住所　札幌市豊平区西岡3条7丁目2番10―503号
陳忠德　昭和48年5月29日生
住所　山梨県甲府市大里町3340番地2
陶亮　昭和47年10月31日生
住所　長野県伊那市高遠町藤澤2336番地
ミナ・カスティリオン・カキノキ　昭和46年1月28日生
住所　香川県さぬき市造田是弘1652番地87
車香蘭　昭和51年7月26日生
住所　鳥取市桜谷191番地24
楊美麗　昭和49年5月19日生
住所　福岡市西区壱岐団地21番501号
鄭文軍　昭和38年10月1日生
住所　山梨県甲府市大里町3340番地2
張惠傑　昭和40年4月17日生
鄭小雪　昭和62年12月21日生
鄭美幸　平成3年3月3日生
住所　岡山市北区南中央町5番12号
李順愛　昭和47年1月21日生
住所　兵庫県姫路市城北本町3番20―804号
金哲史　昭和56年8月28日生
住所　神戸市長田区**蓮**宮通2丁目9番地34
董信斌　昭和44年11月9日生
住所　神戸市中央区中山手通4丁目21番11号
全惠康　昭和41年4月3日生
住所　兵庫県伊丹市北本町3丁目107番地
オウルド・スリマン・ファリッド　昭和48年1月8日生
住所　東京都杉並区下井草2丁目13番7号
陳賛赫　昭和57年4月6日生
陳純蘭　昭和59年7月16日生
住所　東京都荒川区荒川3丁目12番16―1108号
羅麗芳　昭和43年5月17日生
住所　福岡市中央区黒門3番22―301号
孫暁巍　昭和48年1月25日生
住所　千葉市花見川区こてはし台5丁目10番5号
キャサリン・ウバルド・ツチヤ　昭和44年12月18日生
住所　大阪市此花区高見1丁目6番26―1003号
呂瀟　昭和53年6月1日生

○国土交通省告示第千二百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

汐見川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県出水郡長島町川床

字松坊ノ岡　三五五八番から三五七〇番二まで

三五七二番から三五七四番まで

三五七六番

三五七七番一から三五七七番三まで

三五七九番

三五八一番二

三五八一番六

三五八二番一及び三五八二番二

三五八三番

三五八六番一及び三五八六番二

三五八八番一から三五八八番三まで

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本田川

四　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県奄美市住用町大字役勝

字池畑　甲二七六番三

甲二七七番二

甲二九〇番五

五　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂元の小川1

鹿児島県曽於市末吉町南之郷

字秋月　六五三三番二　一号

六五三三番三　二号

六五三八番　七号及び八号

六五三七番一　九号

字フヅキ谷　六四一四番三　三号から五号まで

六四一四番六　六号

六四一四番三

イ　次に掲げる土地

鹿児島県曽於市末吉町南之郷

字フヅキ谷　六四一四番三

字秋月　六五三三番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○東北地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　三三・五四～七二・〇九（メートル）　二〇・三四〇（キロメートル）

後　二八・一六～七二・〇九（メートル）　〇・三四〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

八戸市大字田面木字上田面木二六番八から同市大字田面木字前田表一八番四まで　前　八・四〇～二〇・九〇（メートル）　〇・六一一五（キロメートル）

後　一四・九〇～二四・三〇　〇・六一一五

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

青森県三戸郡南部町大字苫米地字蒼前一二番五から同町大字苫米地字蒼前一五番四まで　前　九・〇五～一一・三五（メートル）　〇・〇五〇〇（キロメートル）

後　一〇・九〇～一一・五〇　〇・〇五〇〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所